

第4回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要														
第121号議案	新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額及び期末手当に係る支給月数を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 議員報酬の月額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 議長 939,000円 ⇒ 948,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 副議長 801,000円 ⇒ 809,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 委員長 660,000円 ⇒ 666,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 副委員長 630,000円 ⇒ 636,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 議員 613,000円 ⇒ 619,000円</p> <p>(2) 期末手当の支給月数 3.00月 ⇒ 3.10月 (0.10月)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.500月</td> <td>1.550月 (1.500月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.500月</td> <td>1.550月 (1.600月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.000月</td> <td>3.100月 (3.100月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1) 令和6年1月1日 ・上記(2) 令和5年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日(令和5年12月1日から適用)、令和6年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分は令和6年4月1日 	支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	6月	1.500月	1.550月 (1.500月)	12月	1.500月	1.550月 (1.600月)	計	3.000月	3.100月 (3.100月)
支給月	支給月数															
	現行	令和6年度以降(令和5年度)														
6月	1.500月	1.550月 (1.500月)														
12月	1.500月	1.550月 (1.600月)														
計	3.000月	3.100月 (3.100月)														
第122号議案	新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	<p>区長及び副区長の給料の月額及び期末手当に係る支給月数を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 給料の月額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 区長 1,161,000円 ⇒ 1,172,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 副区長 931,000円 ⇒ 940,000円</p> <p>(2) 期末手当の支給月数 3.00月 ⇒ 3.10月 (0.10月)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.500月</td> <td>1.550月 (1.500月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.500月</td> <td>1.550月 (1.600月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.000月</td> <td>3.100月 (3.100月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1) 令和6年1月1日 ・上記(2) 令和5年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日(令和5年12月1日から適用)、令和6年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分は令和6年4月1日 	支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	6月	1.500月	1.550月 (1.500月)	12月	1.500月	1.550月 (1.600月)	計	3.000月	3.100月 (3.100月)
支給月	支給月数															
	現行	令和6年度以降(令和5年度)														
6月	1.500月	1.550月 (1.500月)														
12月	1.500月	1.550月 (1.600月)														
計	3.000月	3.100月 (3.100月)														
第123号議案	新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	<p>監査委員の給料及び報酬の月額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 常勤の者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 代表監査委員 714,000円 ⇒ 721,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ア以外の監査委員 694,000円 ⇒ 701,000円</p>														

(条例関係)

議案番号	件名	概要														
		<p>※ 期末手当の支給月数については、区長及び副区長の例によることとされているため、同様に 0.10 月分の増額となる。</p> <p>(2) 非常勤の者</p> <p>ア 代表監査委員 326,000 円 ⇒ 329,000 円</p> <p>イ ア以外の監査委員 306,000 円 ⇒ 309,000 円</p> <p>(3) 議員選出の監査委員 188,000 円 ⇒ 190,000 円</p> <p>[施行日]</p> <p>令和6年1月1日</p>														
<p>第 124 号議案</p>	<p>新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>教育長の給料の月額及び期末手当に係る支給月数を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 給料の月額 793,000 円 ⇒ 801,000 円</p> <p>(2) 期末手当の支給月数 3.00 月 ⇒ 3.10 月 (0.10 月)</p> <table border="1" data-bbox="799 801 1513 1025"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.500月</td> <td>1.550月 (1.500月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.500月</td> <td>1.550月 (1.600月)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.000月</td> <td>3.100月 (3.100月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1) 令和6年1月1日 ・上記(2) 令和5年度の期末手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日(令和5年12月1日から適用)、令和6年度以降の期末手当の支給月数の改定に係る部分は令和6年4月1日 	支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	6月	1.500月	1.550月 (1.500月)	12月	1.500月	1.550月 (1.600月)	計	3.000月	3.100月 (3.100月)
支給月	支給月数															
	現行	令和6年度以降(令和5年度)														
6月	1.500月	1.550月 (1.500月)														
12月	1.500月	1.550月 (1.600月)														
計	3.000月	3.100月 (3.100月)														
<p>第 125 号議案</p>	<p>新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>教育委員会の委員の報酬の月額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 教育長職務代理者 260,000 円 ⇒ 263,000 円</p> <p>(2) 委員 246,000 円 ⇒ 248,000 円</p> <p>[施行日]</p> <p>令和6年1月1日</p>														
<p>第 126 号議案</p>	<p>新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和5年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 給料表の改定</p> <p>公民較差(3,722円(0.98%))の解消を図るため、初任給及び若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給において給料月額を引き上げる。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定</p> <p>民間における特別給の支給状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を0.10月引き上げ(現行4.55月⇒4.65月)、引上げ分は、一般職員においては勤勉手当に、管理職員においては期末手当及び勤勉手当に割り振る。</p>														

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																																
		<p>[管理職員以外の職員の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="782 268 1508 582"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>1.200月</td> <td>改定なし</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.200月</td> <td>改定なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>1.075月</td> <td>1.125月 (1.075月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.075月</td> <td>1.125月 (1.175月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>4.550月</td> <td>4.650月 (4.650月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[管理職員の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="782 627 1508 940"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>1.000月</td> <td>1.025月 (1.000月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.000月</td> <td>1.025月 (1.050月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>1.275月</td> <td>1.300月 (1.275月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.275月</td> <td>1.300月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>4.550月</td> <td>4.650月 (4.650月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1) 公布の日 (令和5年4月1日から適用) ・上記(2) 令和5年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日 (令和5年12月1日から適用)、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は令和6年4月1日 		支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	期末手当	6月	1.200月	改定なし	12月	1.200月	改定なし	勤勉手当	6月	1.075月	1.125月 (1.075月)	12月	1.075月	1.125月 (1.175月)	計		4.550月	4.650月 (4.650月)		支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	期末手当	6月	1.000月	1.025月 (1.000月)	12月	1.000月	1.025月 (1.050月)	勤勉手当	6月	1.275月	1.300月 (1.275月)	12月	1.275月	1.300月 (1.325月)	計		4.550月	4.650月 (4.650月)
	支給月	支給月数																																																
		現行	令和6年度以降(令和5年度)																																															
期末手当	6月	1.200月	改定なし																																															
	12月	1.200月	改定なし																																															
勤勉手当	6月	1.075月	1.125月 (1.075月)																																															
	12月	1.075月	1.125月 (1.175月)																																															
計		4.550月	4.650月 (4.650月)																																															
	支給月	支給月数																																																
		現行	令和6年度以降(令和5年度)																																															
期末手当	6月	1.000月	1.025月 (1.000月)																																															
	12月	1.000月	1.025月 (1.050月)																																															
勤勉手当	6月	1.275月	1.300月 (1.275月)																																															
	12月	1.275月	1.300月 (1.325月)																																															
計		4.550月	4.650月 (4.650月)																																															
<p>第127号議案</p>	<p>新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 会計年度任用職員の令和5年12月に支給する期末手当の支給月数を0.10月引き上げる。</p> <p>2 令和6年度以降、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数は、一般職員と同月数とする。</p> <table border="1" data-bbox="782 1422 1508 1736"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>1.200月</td> <td>1.200月 (1.200月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.200月</td> <td>1.200月 (1.300月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>—</td> <td>1.125月 (—)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>1.125月 (—)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>2.400月</td> <td>4.650月 (2.500月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記1 公布の日 (令和5年12月1日から適用) ・上記2 令和6年4月1日 		支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	期末手当	6月	1.200月	1.200月 (1.200月)	12月	1.200月	1.200月 (1.300月)	勤勉手当	6月	—	1.125月 (—)	12月	—	1.125月 (—)	計		2.400月	4.650月 (2.500月)																								
	支給月	支給月数																																																
		現行	令和6年度以降(令和5年度)																																															
期末手当	6月	1.200月	1.200月 (1.200月)																																															
	12月	1.200月	1.200月 (1.300月)																																															
勤勉手当	6月	—	1.125月 (—)																																															
	12月	—	1.125月 (—)																																															
計		2.400月	4.650月 (2.500月)																																															
<p>第128号議案</p>	<p>新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>令和5年特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 給料表の改定 公民較差 (3,722 円 (0.98%)) の解消を図るため、初任給及び若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号</p>																																																

(条例関係)

議案番号	件名	概要																																																
		<p>給において給料月額を引き上げる。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定 民間における特別給の支給状況等を勘案し、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を 0.10 月引き上げ（現行 4.55 月⇒4.65 月）、引上げ分は、一般職員においては勤勉手当に、管理職員においては期末手当及び勤勉手当に割り振る。</p> <p>[管理職員以外の職員の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="783 571 1505 880"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>1.200月</td> <td>改定なし</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.200月</td> <td>改定なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>1.075月</td> <td>1.125月 (1.075月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.075月</td> <td>1.125月 (1.175月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>4.550月</td> <td>4.650月 (4.650月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[管理職員の支給月数]</p> <table border="1" data-bbox="783 931 1505 1240"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">支給月</th> <th colspan="2">支給月数</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>令和6年度以降(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>6月</td> <td>1.000月</td> <td>1.025月 (1.000月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.000月</td> <td>1.025月 (1.050月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>6月</td> <td>1.275月</td> <td>1.300月 (1.275月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.275月</td> <td>1.300月 (1.325月)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>4.550月</td> <td>4.650月 (4.650月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[施行日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1) 公布の日（令和5年4月1日から適用） ・上記(2) 令和5年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は公布の日（令和5年12月1日から適用）、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に係る部分は令和6年4月1日 		支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	期末手当	6月	1.200月	改定なし	12月	1.200月	改定なし	勤勉手当	6月	1.075月	1.125月 (1.075月)	12月	1.075月	1.125月 (1.175月)	計		4.550月	4.650月 (4.650月)		支給月	支給月数		現行	令和6年度以降(令和5年度)	期末手当	6月	1.000月	1.025月 (1.000月)	12月	1.000月	1.025月 (1.050月)	勤勉手当	6月	1.275月	1.300月 (1.275月)	12月	1.275月	1.300月 (1.325月)	計		4.550月	4.650月 (4.650月)
	支給月	支給月数																																																
		現行	令和6年度以降(令和5年度)																																															
期末手当	6月	1.200月	改定なし																																															
	12月	1.200月	改定なし																																															
勤勉手当	6月	1.075月	1.125月 (1.075月)																																															
	12月	1.075月	1.125月 (1.175月)																																															
計		4.550月	4.650月 (4.650月)																																															
	支給月	支給月数																																																
		現行	令和6年度以降(令和5年度)																																															
期末手当	6月	1.000月	1.025月 (1.000月)																																															
	12月	1.000月	1.025月 (1.050月)																																															
勤勉手当	6月	1.275月	1.300月 (1.275月)																																															
	12月	1.275月	1.300月 (1.325月)																																															
計		4.550月	4.650月 (4.650月)																																															